

マニユライフ生命、三井住友信託銀行で新たな外貨建て終身年金保険『ライフタイム・パートナー』を発売

ご自分で使うための年金を一生受け取れる「終身年金プラン」と、要介護2または3に認定されている方が加入でき、契約日の2か月経過後から介護年金を受け取れる、業界初の「介護年金プラン」の2つのプランを用意

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、外貨建定額個人年金保険 ペットネーム『ライフタイム・パートナー』を、5月16日に三井住友信託銀行株式会社(取締役社長 橋本 勝)を通じて発売いたします。

長寿化・高齢化が進む日本では、リタイアメント後の人生を有意義に過ごすための準備として、年金保険商品へのニーズが高くなっています。同時に、近年の要介護・要支援認定者数の増加に伴い、既に要介護・要支援認定を受けている方が将来の介護費用を準備しておきたいというニーズも高くなっています。

『ライフタイム・パートナー』は、こうしたニーズに応えつつ、外貨の金利を活用して終身年金を準備できる年金保険です。ご自分で使うための年金を、最短で契約日の2か月経過後¹から一生にわたって受け取れる「終身年金プラン」と、公的介護保険制度の要介護2または要介護3に認定されているお客さまが加入でき²、契約日の2か月経過後から介護年金を一生にわたって受け取ることができるという点で、業界初³の生命保険商品である「介護年金プラン」の2つのプランをご用意しています。

マニユライフ生命は、“今日を生きる。明日をひらく。”をブランド・スローガンとして掲げ、お客さま一人ひとりが充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『ライフタイム・パートナー』の特徴⁴

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/lifetimepartner>)

1. 「終身年金プラン」と「介護年金プラン」があります。
 - 終身年金プランとは、主契約に年金支払総額保証付終身年金特約を付加したお取り扱いになります。
 - 介護年金プランとは、主契約に年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)を付加したお取り扱いになります。
2. 外貨の金利を活用して年金または介護年金を受け取れます。
 - 契約通貨は米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
 - 受取通貨は契約通貨(米ドルまたは豪ドル)、または、円のいずれかから選択できます。
3. 契約通貨建の年金または介護年金を契約日の2か月経過後から一生にわたって受け取れます。(終身年金プランでは据置期間0年を選択された場合です。)
4. 年金または介護年金の支払合計額に最低保証があります。
 - 終身年金プランの場合、年金の支払合計額は、年金原資(契約通貨建て)の100%、110%、130%のいずれかを最低保証します。
 - 介護年金プランの場合、介護年金の支払合計額は、介護年金原資(契約通貨建て)の100%、110%のいずれかを最低保証します。



- *1 据置期間 0 年を選択された場合。
- *2 被保険者が公的介護保険制度の要介護 2 または要介護 3 の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が契約時に生じている場合にお申込みができます。お申込みにはマニユライフ生命の所定の要件を満たす必要があります。
- *3 2017 年 3 月現在 マニユライフ生命調べ。
- *4 この保険にかかる費用とリスクの詳細は別紙をご覧ください。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、130 年の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

マニユライフについて

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの夢や志をかなえるための的確なアドバイスやソリューションを提供しています。マニユライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2016 年末現在、マニユライフは世界中で 35,000 人の職員と 70,000 人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,200 万を超えるお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2017 年 3 月末現在およそ 1 兆カナダドル(7,540 億米ドル)です。また、過去 1 年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は約 263 億カナダドルとなりました。マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで 100 年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。



<別紙>

『ライフタイム・パートナー』 終身年金プラン

<前提条件> ●契約通貨／米ドル ●一時払保険料／100,000 米ドル ●据置期間 0 年 ●積立利率／年 1.40% ●年金支払総額保証割合／100%

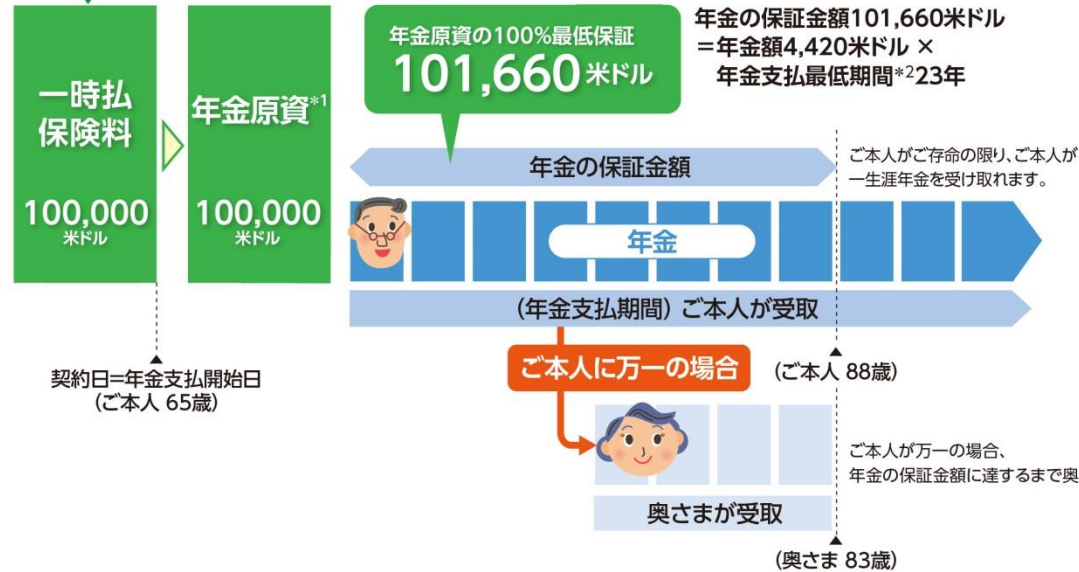
【契約例】

ご本人：65歳男性、奥さま：60歳女性

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
			
ご本人	ご本人	ご本人	奥さま

【イメージ図】

契約初期費用はかかりません



【ご参考】

年金原資(契約通貨建て)の最低保証ごとの比較(左記の契約例の場合)*3

	100% 最低保証	110% 最低保証	130% 最低保証
年金額	4,420 米ドル	4,130 米ドル	3,120 米ドル
年金支払最低期間	23年	27年	42年
年金の保証金額	101,660 米ドル	111,510 米ドル	131,040 米ドル
年金原資の100%に到達する年数	23年	25年	33年

※ 据置期間 0 年を選択した場合、解約・一部解約のお取り扱いはありません。また、死亡給付金のお支払いもありません。

※ 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いはありません。

※ 年金の保証金額に達するまで、年金をお支払いした後、被保険者が死亡された場合、それ以後の年金のお支払いはありません。

* 1 「年金原資」は、年金支払開始日前日の積立金額となります。据置期間 0 年を選択した場合、一時払保険料相当額となります。

* 2 「年金支払最低期間」は、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いする期間です。

* 3 年金原資(契約通貨建て)の 100%・110%・130%が最低保証されるのは、年金の保証金額に達するまで、年金をお支払いした場合です。

ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

※ 上図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

『ライフタイム・パートナー』 介護年金プラン

〈前提条件〉 ●契約通貨／米ドル ●一時払保険料／100,000 米ドル ●積立利率／年 1.40% ●介護年金支払総額保証割合／100%

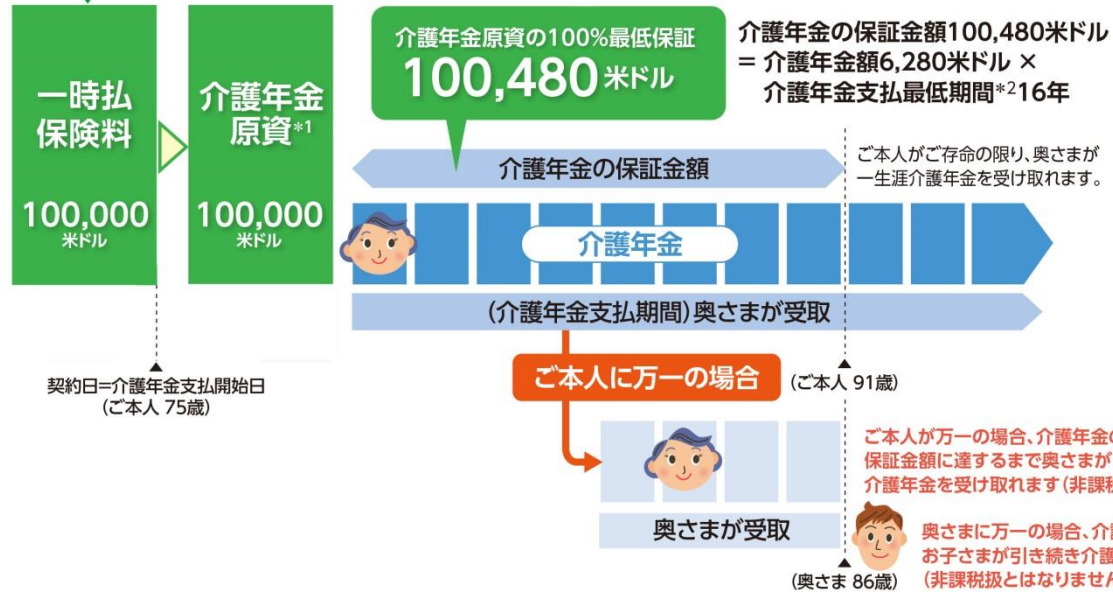
【契約例】

ご本人：75歳男性、奥さま：70歳女性

契約者	被保険者	介護年金受取人	後継介護年金受取人
 奥さま	 ご本人 (要介護2または3に認定)	 奥さま	 お子さま

【イメージ図】

契約初期費用はかかりません



【ご参考】

介護年金原資(契約通貨建て)の最低保証ごとの比較(左記の契約例の場合)*3

	100%最低保証	110%最低保証
介護年金額	6,280 米ドル	5,280 米ドル
介護年金支払最低期間	16年	21年
介護年金の保証金額	100,480 米ドル	110,880 米ドル
介護年金原資の100%に到達する年数	16年	19年

※ 解約・一部解約のお取り扱いはありません。また、死亡給付金のお支払いもありません。

※ 介護年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いはありません。

※ 介護年金の保証金額に達するまで、介護年金をお支払いした後、被保険者が死亡された場合、それ以後の介護年金のお支払いはありません。

*1 「介護年金原資」は、一時払保険料相当額となります。

*2 「介護年金支払最低期間」は、被保険者の生死にかかわらず介護年金をお支払いする期間です。

*3 介護年金原資(契約通貨建て)の100%・110%が最低保証されるのは、介護年金の保証金額に達するまで、介護年金をお支払いした場合です。

介護年金の一括支払を行った場合、介護年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、介護年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

※ 上図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

※ 税務上のお取り扱いについては、平成29年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

【主な取り扱い】

項目	終身年金プラン	介護年金プラン						
被保険者の契約年齢(満年齢)	55歳～85歳	50歳～80歳						
契約通貨	米ドルまたは豪ドル ※契約通貨を重複して選択することはできません。また、契約後に契約通貨を変更することもできません。							
保険料の払込通貨	円・米ドル・豪ドル							
保険料の払込通貨の取扱単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th> 円</th> <th> 米ドル</th> <th> 豪ドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円</td> <td>100米ドル</td> <td>100豪ドル</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。</p>		 円	 米ドル	 豪ドル	10,000円	100米ドル	100豪ドル
 円	 米ドル	 豪ドル						
10,000円	100米ドル	100豪ドル						
最低保険料*1	20,000米ドルまたは20,000豪ドル							
最高保険料*2	5億円相当額	1億円相当額						
保険料の払込方法	一時払のみ ※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金							
据置期間	0年～5年	—						
年金支払期間(介護年金支払期間)	終身							
被保険者	<p>契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族</p> <p>※被保険者が入院中の場合、お申し込みいただけません。</p> <p>※介護年金プランの場合、被保険者が、お申し込み時に区分変更申請中の場合には、お申し込みいただけません。また、契約内容を了知いただける被保険者の方が対象となります。</p>							
年金受取人(介護年金受取人)	<p>契約者または被保険者</p> <p>※据置期間が0年の場合、お申し込みの際の年金受取人は契約者に限ります。</p>	<p>被保険者・被保険者の配偶者または3親等内の親族</p>						
後継年金受取人(後継介護年金受取人)	<p>年金受取人の配偶者または3親等内の親族</p>	<p>介護年金受取人の配偶者または3親等内の親族</p>						
指定代理請求人	<p>年金受取人または介護年金受取人が被保険者の場合、被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族からご指定いただけます。</p>							
告知	告知していただく事項はありません。							
クーリング・オフ制度	クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。							

*1 契約通貨と異なる通貨で保険料を払い込む場合、換算基準日(マニユライフ生命への着金日)のマニユライフ生命の定める為替レートを適用して計算した契約通貨建ての保険料が、最低保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

*2 最高保険料について

- ・契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。
- ・マニユライフ生命所定の定額個人年金保険契約の基本保険金額を合算し、5億円を超えることはできません。なお、介護年金プランの場合は、同一被保険者でマニユライフ生命所定の保険契約の基本保険金額を通算して1億円を超えることができません。
- ・この保険の介護年金額等とマニユライフ生命所定の保険契約の年金額等を通算し、同一被保険者について300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取り扱いはできません。

※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢、契約通貨等によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

※介護年金プランをお申し込みいただく場合、被保険者が要介護2または3に認定されていることを証明できる書類のご提出が必要となります。

この保険にかかる費用は次の通りです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約、一部解約時および契約日から10年以内の年金または介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いにより費用をご負担いただく場合があります。

●保険関係費

・ 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

※ 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「死亡保障に必要な費用」はありません。

●解約、一部解約時および年金または介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

・ 解約、一部解約時および契約日から10年以内の年金または介護年金の一括支払時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日^{*1}までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用
解約控除	解約に相当する部分の積立金額 ^{*2} に、経過年数に応じて7.0%~2.5%の解約控除率を乗じた金額

*1 年金または介護年金の一括支払の場合は、年金または介護年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

*2 年金の一括支払の場合は、年金の支払保証部分の現価とします。また、介護年金の一括支払の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

※ 即時払年金特則を付加した外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身年金特約付)および外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「解約」および「一部解約」のお取り扱いはありません。

●外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

・ 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

・ 年金、介護年金、死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

・ 次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

また、②から④までの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

① 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

② 「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合

③ 「円支払特約A型」を付加し、年金、介護年金、死亡給付金等を円でお支払いする場合

④ 「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50 銭)	
② 「保険料円入金特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50 銭	
③ 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1 銭	契約通貨のTTM - 3 銭
	契約通貨のTTM - 50 銭	

※ 平成29年5月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

※ 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身年金特約付)の場合、「介護年金」はありません。即時払年金特則を付加した場合、「介護年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・介護年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「年金または介護年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額」が、「ご契約時にお払い込みいただいた金額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。

■解約、一部解約および年金または介護年金の一括支払のリスクについて

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金または介護年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額、年金または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- したがって、次の金額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

・「解約返戻金額」

・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額

・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身年金特約付)の場合、「介護年金」はありません。即時払年金特則を付加した場合、「介護年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。